

## 閣議決定された種の保存法改正法案は、いまだ期待に届かず

### ～不十分な改正法案は国会審議で修正すべき～

本日閣議決定された種の保存法の改正法案は、目的規定で「生物の多様性の確保」に言及し、罰則を引き上げ、販売目的の広告を規制(インターネットを含む)する点などが注目されるが、20年以上にわたり期待されていた抜本的改正にほど遠い。

罰則の引き上げは歓迎される。しかし、それに頼るだけでは、希少種の保護はもちろん、希少種をめぐる犯罪の抑止効果も限定的なものにとどまってしまうだろう。

もともと、この法律の対象となる「国内希少野生動植物種」は現時点で90種だけである。環境省の第四次レッドリストに掲載されている3,597種の絶滅危惧種の2.5%にすぎない。

ところが、3日の自民党・環境部会において、環境省は2020年をめどに300種増やし、390種とする方針を示した。環境省は『生物多様性国家戦略2012-2020』の中で、2020年までに25種を増やす程度としていたことを考えれば、この目標値の大幅な引き上げは好ましい方針の転換であり、高く評価できる。これはNGOなどが求めていた種の指定の拡充に応えたものと受け止めている。(報道によれば、2030年までにさらに300種を追加するとも言われている。)

ただ、種の指定を迅速に進めるための法的手続きの明確化など残された課題は多い(科学委員会の設置等)。したがって、今回、閣議決定された改正法案では不十分であると考えている。たとえば、「科学委員会」の設置のためには、新たな条文を設ける必要がある。

「国際希少野生動植物種」の国内流通管理についても、個体登録制度の大幅な改善、取引事業届出制度の改善等により、違法な取引の抜け穴をふさぐべきだが、今回の法改正ではその要請に到底応えられない。

これから国会審議が始まるが、改正法案の修正に踏み込むことを期待している。かねてからNGOや第二東京弁護士会、日本生態学会などは、種の保存法の大幅な改正を求めて要望書や意見書を政府に提出してきている。上記の2020年までの300種の追加指定、および2030年までの追加指定の意欲的な目標についても、国会という場において、環境大臣等が明快に答弁し、公約とすべきである。

法案修正を視野に入れた、実の多い国会審議となるよう、参議院・衆議院の両院における議論のゆくえを注視している。 ※種の保存法改正法案に対する具体的なNGOの提言は、別紙をご覧ください

**声明賛同団体** 日本自然保護協会 / 日本野鳥の会 / トラフィック イーストアジア ジャパン / イルカ&クジラ・アクション・ネットワーク / 生物多様性保全・法制度ネットワーク / トラ・ゾウ保護基金 / WWFジャパン